

長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

一、昭和五十一年第三回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、議事説明員の委任について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和五十一年二月分例月出納検査の結果について(別添参照)

六、定期監査の結果について(別添参照)

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二会期の決定を議題といたします。
今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) 御指名でございますので、去る四

月十九日午後一時から開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告申し上げます。

第三回臨時会の案件は、市長より提出された専決処分の承認一件、条例の一部改正三件でございます。日程はすでに御配付してある通りの順序でお願いすることにいたしました。

専決処分の承認は、過日の全員協議会で理事者側から説明があった起債の変更による五十年度一般会計予算の補正、税関係の条例は、地方税法の改正に伴い毎年度行われているものであり、公園条例は、原々谷戸児童公園設置に関するもので、一日も早く公布する必要があるかと思われるので、委員会は即決としてお願いすることにいたし、会期は本日一日限りとすることに決定いたしました。

なお、税関係の条例は内容が複雑でございますので、一括上程の後、全員協議会を開き十分審議をした後、決定するようにいたしましたので、御協力をお願いいたします。

又、御承知のように、議会運営委員会が五月十一日をもって任期満

了になりますので、この際議会運営委員会の要綱を一部改正して、任期前に改選を行った方がよろうとの意見もあり、委員全員の一致を見て、委員会といたしましたしては全員協議会をお願いすることにいたしましたので、あらかじめお含みおき願います。

なお、理事者側からも全員協議会の申し出がございましたので、全日程終了後行うことを委員会は了承しておりますので、御承知おき願います。

以上のとおりでございますので、本日の会議が議会運営委員会の決定どおり円滑に運ばれますようお願いいたします、報告いたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、四月二十三日の一日限りと決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって会期は一日限りと決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第三報告第一号専決処分の承認を求めることについて(昭和五十年年度福生市一般会計補正予算(第八号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、報告第一号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は昭和五十年年度福生市一般会計補正予算第八号につきまして、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づきまして、市長において専決処分をいたしましたので、報告をして承認を求めようとするものでございます。

この補正予算第八号でございますが、去る三月二十六日の全員協議会において御説明を申し上げましたように、起債の許可がそれぞれ確定をしておりますので、これに基づきまして予算を補正しようとするものでございます。この起債の許可は増額分が一件で一千五百四十万円、減額分が六件で四百十万円、差し引きをいたしまして一千百三十万円の増額補正でございます。これらは歳出におきましてはすべて予備費に計上して余剰財源とした次第でございます。

まず総則におきましては既決予算額六十七億九千四百五十三万七千円に一千百三十万円を追加補正をいたしまして、その総額を六十八億五百万八千三百七十四円にしようとするものでございます。

その内容について御説明を申し上げます。

歳入につきましてはただいま説明のとおり、市債に一千百三十万円を加えて、市債の総額を六億四千五百七十九万円にしようとするものでございます。

歳出におきましては、その額をそのまま予備費に計上した次第でございます。

まして、説明の中の歳出でそれぞれの款の予算計上がございしますが、これは財源振りがえだけの内容でございます。

今回の地方債補正の内容でございますが、学習等供用施設等建設事業、特別集会、コミュニティ分でございますが、この限度額が百四十万円減りまして一億八千九百八十九万円、公民館施設建設事業が八十万円減額になりました。二千五百四十万円、無線広報施設整備事業が二十万円減額になりました。三百万円、消防自動車が百五十万円減額になりました。百三十万円、道路整備関係で十万円が減りまして二千百十万円、学習等供用施設の新築事業で十万円減額になりました。三千百六十万円、屋外運動場建設事業におきまして一千五百四十万円増額になりました。七千四百九十万円、相殺いたしました。一千百三十万円の増額ということでございます。

以上簡単でございますが、内容の説明といたします。

議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第一号の専決処分については
原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって報告第

一号は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 次に日程第四及び日程第五を一括して上程いた
します。

日程第四議案第三十七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正す
る条例
日程第五議案第三十八号 福生市都市計画税条例の一部を改正す
る条例

以上二案を一括して上程いたします。

これより暫時休憩いたします。

午前十時十二分 休憩

午後一時 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(税務課長 島田 猛君 登壇)

○税務課長(島田 猛君) 御指名をいただきましたので、議案第三十
七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例と、議案第三十
八号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理
由と改正条例の内容について御説明を申し上げます。

この改正条例は今次国会で可決成立いたしました地方税法の一部
を改正する法律に基づきまして、本市におきましても改正の必要が生
じたので、ここに御提案を申し上げた次第でございます。

その骨子といたします点は、第一に市民税均等割税額につきまして個人につきましては三・五倍、法人につきましては三倍ないし六倍に引き上げるとともに、低所得者の負担の軽減を図るため、一定所得以下のものにつきまして個人の均等割を課さないこととし、又、障害者、未成年者、老年者、寡婦等につきまして非課税限度額を七十万円に引き上げ、又、A、B農地の譲渡所得につきまして他の所得と分離して二千万円を境に二通りの区分課税をすることにしたものです。第二点といたしましては固定資産税の評価かえに当たり、税負担の急激な上昇を防ぐため、今回の評価額の上昇率に応じまして負担調整をして課税の適正化を図るため所要の措置を講じ、あわせてA、B農地については課税標準となる額の算定の基準となる率を五十年度と同率に据え置き、都市計画税におきましてこれを準用するものです。第三点といたしまして、軽自動車税につきましては税率を約三〇％に引き上げ、一方では無公害車につきまして現行の税率に据え置くこととし、第四点といたしましてはガス税の税率につきましてプロパンガスの無税の

関係を考慮いたしまして、現行百分の三から百分の二に引き下げ、第五点といたしましては、特別土地保有税につきまして天災その他特別の事がある場合、減免できることにした等が主な内容でございます。

以下要点について御説明を申し上げます。

最初に第二十四条でございますが、これは個人市民税の非課税の範囲とその限度額について規定したものでございますが、ただいま申し上げましたように現行六十万円を十万円引き上げまして、七十万円としようとするものでございます。

第二項は個人均等割のみの納税義務者の非課税につきましての新設条文で、前年の所得が十三万円に本人を含めた家族数を乗じた金額以下の場合には、均等割を課さないとするものでございます。

第三十一条は全部改正でございます。市民税均等割の条文で、第一項は個人分について、第二項は法人分について定めたものでございますが、その額を条文記載のとおり改めようとするもので、個人分では現行の三・五倍、法人分では三倍ないし六倍の引き上げの幅となります。

次に少し飛びまして第八十七条第二項ですが、ガス税の税率を規定したもので、この税率は冒頭にも申し上げましたように、百分の三から百分の二に改めようとするものでございます。

第二百二十条の二は特別土地保有税の減免に関する新設の条文で、公益のために直接専用する土地であるとか、市の全部又は一部に災害が発生し、著しくその価値を減じた土地等につきましては、必要と認めるときは市長は保有税を減免することができるようにしたものです。第二項につきましては、その減免を受けようとするときには七日前までに市長に書類を提出しなければならないという規定でございます。第三項では、減免を受けた者はその減免の理由がなくなったときには、届け出るようにしたものでございます。

附則の第十三条でございますが、これはやはり全文改正で、五十一年度から五十三年度にわたります土地の関係で、固定資産税の特例上の用語の意味を規定したものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

附則第十四条は宅地等に対します各年度の固定資産税の負担調整措置を定めたものでございまして、見出しの中を「五十一年度から五十三年度」に改め、上昇区分とそれに応ずる負担調整率を条例案とおりに改め、上昇率が一・七倍以上になりましたも、負担調整率は一・三にとどめようとするものでございます。

附則第十五条は、C農地に対する五十一年度から五十三年度までの固定資産税の負担調整措置を定めたものでございまして、附則第十四条と同じに、五十一年度の評価額を五十年年度の課税標準額で除して上昇率を求め、それに応ずる負担調整率を条例案とおりにしようとするものでございます。御案内のように従来C農地につきましては純農地並み課税でありましたものを、A・B農地との課税の均衡上、課税標準額を改め、上昇率が一・三倍以上になっても負担調整率を二にとどめようとする措置をここに決めたものでございます。

附則第十五条の三は、A・B農地に対する各年度の固定資産

税の税額算出の方法を定めたものでございまして、第一項の表中、軽減率は現行では評価の二分の一に対してA農地は一〇〇%、B農地は七〇%ということになっておりますが、評価がえによって評価額が上がったことに伴いまして、一定率を五十年度と同じように据え置くというために改正をするものでございします。第二項は四十八年度以降の賦課期日後にA・B農地となった土地に対する固定資産税の算定方法を規定したものです。これは法附則の条文の繰り上げに伴って改正するもので、内容、取り扱い等については変わりありません。第三項につきましては、同じく市街化区域農地いわゆるA・B農地の区分の変更について規定したものです。これもやはり施行令附則の条文が改正になりましたので、市条例関係も整理するために字句表現を改めたもので、取り扱いについては従来と何ら変わりありません。

第十八条の二は非住宅用地に対する課税の関係で、五十一年度から五十三年度までの各年度の特別土地保有税の中で保有分の課税の特例を規定したものです。通常の場合は、保有税関係の算定の場合は、取

得価格に百分の一七をかけたものから、評価額に百分の一四を乗じたものを控除するとそれが税額になるのですが、これが改正によりましてその控除額を、前年度の課税標準額に負担調整率を乗じて得た額に百分の一四をかけたものというふうに改正しようとするものでございします。

第十九条の二は、A・B農地に対する長期譲渡所得にかかる個人市民税の課税特例を定めたものでございします。現行は、幾らであつても一本算定ですが、この改正によりまして二十万円を境にして、二十万円以下の場合には課税長期譲渡所得から百分の三四を乗じたものが税額になり、二十万円を超えるものにつきましては課税長期譲渡所得から二十万円を引いたものに百分の四をかけ、さらに六十八万円を上積みした額が税金になるという計算方法で税額を算出しますというふうな改正でございします。

第二十一条の二は、軽自動車税に関する税率の特例の新設条文で、五十一年度から五十二年度の二年間の軽自動車税に限って道路運送車両の保安基準に適合するいわゆる無公害車につきましては、二サイクル

の原付自動車、それから電気自動車を除きまして、その税率は改正前の税率として優遇するということで、市の関係ではスバルレックスCK22と三菱CA103が該当するようでございます。

附則につきましましては、第一条は条例の施行日を定めたもので、第二条以下は各条例の適用日を規定したものでございます。

続きまして、都市計画税条例の一部改正関係について申し上げます。

附則第二項は、宅地等に対して課す都市計画税の特例規定で、見出しの年度を五十一年度から五十三年度までと改正し、五十一年度評価額の五十一年度課税標準額に対する上昇率を求め、それに対応する負担調整率は条例案とおりとし、これは固定資産税と同じものでございます。

附則第三項は、農地に対して課す都市計画税の負担調整措置を定めたもので、農地につきましても固定資産税と同様に、五十一年度評価額の五十一年度課税標準額に対する上昇率を求め、それに対応する負担調整率を条例案おりにしようとするものでござい

ます。これもやはり固定資産税と同じでございます。

附則第五項は用語の意味でございまして、これもやはり固定資産税と同じ解釈でございます。

附則第六項は地方税法附則第十五条第八項が第七項に繰り上がったことに伴う改正でございます。

附則につきましましては、第一項は都市計画税条例の施行日を定め、第二項は改正後の都市計画税は昭和五十一年度分から適用し、五十一年度分までにつきましては従前の例によって課すという決め方でございます。

なお、この改正の二案の関係につきましましての収税への影響でございすが、試算をしてみますと、市民税個人分で七百八十九万五千五百円の増、同じく法人関係で三百六十七万円の増、市民税合計で一千百五十二万九千五百円でございます。固定資産税は評価加えに伴いまして一億八千五百二十二万九千円の減、軽自動車税関係で税率がアップします。この額が二百二十八万六千四百円の増、ガソリン税につきましましては

来年の一月一日から税率が一％下がりますので、その関係で十一万一千六百円の減でございます。都市計画税でやはり評価がえの影響もありまして三千二百三十七万七千円の減、あわせまして二億三百九十九万一千七百円の減収ということになります。これらの内容につきましては、三月定例会で五十一年度当初予算を御審議いただいたとおりでございます。以上、はなはだ雑駁でございますが、何とぞ内容御審査を賜りまして、原案について御可決くださるようお願い申し上げます。税賦課徴収条例の一部改正と都市計画税条例の一部改正の二案の説明は終わります。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本二案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君)

国の地方税法の一部改正に伴う改正なんですけれども、特にここで聞きたいのは、今回いろいろ改正があって軽自動車税も三割値上げになるわけですけども、米軍との関係では特例条例でもってこれが今回提出されておられませんので、これによって軽四輪

の乗用でいえば約三〇％、自動二輪でいけば二〇％くらいになってしまふと、非常に不均衡が出るという結果が生まれるわけですけども、その点について是正をされるという考えがあるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○税務課長(島田 猛君)

現時点では現行どおりにやっていきたいという考えでございます。

○二番(松山 清君)

現行でやっていくという結論ですけども、御承知のように昨年の五月十二日、改選後の初議会で米軍の特例条例の専決処分が出されたわけです。そのときに私及び閣議員さんからも御質問があったと思うが、それに対して課長は「立川市と三沢市が日本人並みを取っているが、今後その二市につきまして内容を調査していきたいと思ひます。」と言っている。市長に至りましては、「慎重に研究いたしました。利害得失等を比較し、その結果結論を出してまいりたいと思ひます。」というふうに答弁されております。それでどのように調査をし、慎重に研究いたして利害得失等を比較

して今回の結論を出されたのか、その点をお聞きしたいと思います。い
つどのような時点で調査し、どういうことをやったのか。

○税務課長(島田 猛君) 二市の状況でございますが、三沢市は昨年の
六月に不均一課税になったようでございます。立川市はまだ現行と
申しますか、日本人並み課税をしているようでございます。

○市長(石川常太郎君) やはり私いたしますと、前々から申し上げて
おりますとおり、日米合同委員会で決まりましたこととでございますの
で、そのとおりいたしたいと思います。

○二番(松山 清君) そうすると、一年前にそういう調査は出たが、慎重
に研究いたしましたして、利害得失等を比較しということが約束されてい
るわけですが、その点は全くされていないのですか。利害得失等の比
較、その結果、結論の数字等が出るなら出していただきたいと思います
ます。

○税務課長(島田 猛君) 不均一課税した場合の減収分につきまし
ては交付税で見るということになっておりますので、プラスマイナスゼロ

と申しますか、結果的には日本人並み課税になっているということでご
ざいますので、不均一課税を実施していくという考え方でございます。

○二番(松山 清君) 間違いなく本当にプラスマイナスゼロになります
ね。その数字は日本人並みに課税したのと交付税で見てももらえる
のと全く同じですか。そういうふうに解釈してよろしいかはっきりしてい
ただきたい。

○企画財政課長(上野重勝君) 地方交付税の収入算定の中にはい
わゆる減収分というのがございます。したがって収入と需要額の差
し引きの関係で出てくるわけです。つまり収入がふえれば交付税は
減ってくる。収入が減れば交付税はふえるということで、差し引きゼロ
ということとです。

○二番(松山 清君) 素人に説明するならそれでいいが、地方交付税
算定の中で、基準財政収入額をそのまま算定するわけではないで
しょう。市の場合には七五%、都道府県の場合は八〇%という数
字がありますね。そういう議論でいけば何も税など全然なくても、